慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハンブルクにおける1376年の市民抗争について
Sub Title	Die "Bürgeropposition" in Hamburg von 1376
Author	欺波, 照雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.2 (1991. 7) ,p.463(241)- 477(255)
JaLC DOI	10.14991/001.19910701-0241
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910701-0241

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」84巻2号（1991年7月）

研究ノート

ハンブルクにおける1376年の市民抗争について*

斯　波　照　雄

はじめに

領土拡張政策を企て，ハンザ商業の根底を成す東西商業路を脅かし続けたデンマークのヴァルデマール Waldemar 4 世との戦いに勝利をおさめ，1370年にシュトラールズント Stralsund 条約を締結して，ハンザは最大限の対外特権を獲得したが――それゆえに，条約締結以後しばらくの時期はハンザ史研究者によってハンザの「繁栄期」と評された[(1)]――，ハンザを構成する主要ハンザ都市では，ブラウンシュヴァイク Braunschweig で1374年に，ハンブルクで1376年に，リューベック Lübeck で1380年に相次いで反ラート Rat（＝市参事会）市民運動が起こったのであった[(2)]。これらの事件は，19世紀末頃の北ドイツ・ハンザ史研究では，14世紀後半から15世紀前半にかけて西欧各都市で勃発した反市政運動の一つとして，一部富裕市民の寡頭支配体制下に苦しむツンフト・手工業者による反市政運動「ツンフト闘争」Zunftkampf と把握され，高い評価を得ていた。だが，ピレンヌ等によって南ヨーロッパ都市に比べ北ヨーロッパ各都市内の市民間の経済的格差が少ないことが指摘されて以来，一連の事件は単なるツンフトの政治参加闘争であり，しかも数年後に崩壊する運動であるとして北ドイツ・ハンザ史上の意義は否定的に捉えられ，事件の概要がただ事実として示されることが多くなった[(3)]。他方，第二次大戦後，東欧の研究者は，北部ドイツ都市内に

* 本稿は歴史学研究会西洋中世近世合同部会における報告原稿を加筆修正したものである。

注（1） 例えば，E. Daenell, Die Blütezeit der deutschen Hanse. Hansische Geschichte von der zweiten Hälfte des 14. bis zum letzten Viertel des 15. Jahrhunderts. 2 Bde. Berlin. 1906. の表題からも理解できよう。

（2） ブラウンシュヴァイクの市民抗争については，とりあえず，拙稿「ブラウンシュヴァイクにおける1374-86年の「シヒト」について――蜂起の原因と主導者の検討を中心に――」『社会経済史学』54巻4号，1988年，64-92頁，リューベックについては，同「リューベックにおける1380/84年の肉屋の乱について」『北陸史学』第36号，1987年，17-36頁参照。

（3） アンリ・ピレンヌ，増田他訳『中世ヨーロッパ経済史』一条書店，昭和31年，242-3頁。戦後，例えばブラントが，リューベックの「肉屋の乱」について実証研究を行うなど A. v. Brandt, Die Lübecker Knochenhaueraufstände von 1380/84 und ihre Voraussetzungen. Studien zur Sozialgeschichte Lübecks in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts. Zeitschrift des Vereins für lübeckische Geschichte und Altertumskunde. Bd. 39. 1959. S. 123 ff. 闘争の再検討が行われたが，マシュケが実証研究に基づく上ドイツ地方を中心としたツンフト研究の中で，闘争全体を通じて商人の指導性が大きかったことを指摘し，闘争における断絶の少なさを説き，闘争の成果もラート参政権の拡大にすぎなかったとして，闘争の意義を否定的に捉えたことなどをも一因として闘争研究は低迷した。E. Maschke, Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland. Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. Bd. 46. 1959. S. 289 ff. なお，「ツンフト闘争」研究史については，瀬原義生「シュトラスブルクにおけるツンフト闘争（上）」『立命館文学』225号，1964年，1-5頁参照。

おいても市民間の経済的格差は増大しつつあったことを明らかにし，反ラート市民運動を一部富裕市民の寡頭支配体制下において政治経済的従属性を強化されつつあった被支配市民全体がラートに対し経済的自由と政治的対等性を求めて展開した運動と把握した。彼らは，かかる一般市民の反ラート闘争を本来的な中世都市体制，すなわち小経営市民の共同体体制の再建を目指す「市民闘争」Bürgerkampf と捉え，その歴史上の意義を高く評価したのであった——近年，我国では，この考え方が支持されることが多い——(4)。たしかに，ハンザ各都市の事件は同様の社会，経済環境の中で生じ，共通した原因も想起されるのであるが，各事件は複雑かつ各都市固有の様相を呈し，その原因も多岐にわたり，その時々の対抗関係，要求，目的にも相違が見られるのであり，「ツンフト闘争」，「市民闘争」の範疇での把握にとどまらず，市民抗争は各都市の，各事件の個別実証研究とその集大成によって評価されるべきであろう。

中世において，リューベックに次ぐハンザの重要都市であったハンブルクの1376年の事件は，外交史上の成果からハンザの「繁栄期」と評される時期に，その構成都市内で生じた興味深い事件の一つと思われるにもかかわらず，我国ではほとんど取り上げられてこなかった。それは，ただ「ツンフト闘争」の過小評価というだけでなく，そもそも北ドイツの都市史研究が活発であるとはいえず，ハンザ史と都市史の各研究が別個の道を歩んだことから，ハンザ史上において各都市内の出来事が高い評価を得ることは少なかったこと，さらに，この市民運動が短期間のうちに頓挫したことなどによるであろう。また，ハンブルクのこの時期の史料がきわめて少なく，ドイツでの研究もわずかであることも，我国で研究が行われなかった理由であろう(5)。だが，本稿で取り上げる市民抗争を含めハンザ各都市の各事件の特色を明らかにし，広くヨーロッパの都市で勃発した一連の市民抗争の全体像を明らかにするためには，各都市の各事件に関する個別研究の蓄積とその比較が必要であり(6)，そのためには，ハンザの中核都市の一つであり，大規模な特産品輸出をも行う最も有力なハンザ都市ハンブルクの事例も除外はできないのである。また，ハンザ各都市で相次いで反ラート運動が生ずるなどの都市内の政治，経済動向が，ハンザの交易地，市の周辺地域の政治，経済事情やハンザ商業等の動向と相互に影響しあった

注（4） ハンザ都市内の市民間の経済的格差の増大に関しては，とりあえず，A. Laube, Wirtschaftliche und soziale Differenzierung innerhalb der Zünfte des 14. Jahrhunderts, dargestellt am Beispiel mecklenburgischer Städte. Zeitschrift für Geschichtswissenschaft. Bd. 5. 1957. S. 1187 ff. J. Schildhauer, Die Sozialstruktur der Hansestadt Rostock von 1378 bis 1569. Hansische Studien. Berlin. 1961. S. 349 ff.

「市民闘争」の概念については，とりあえず K. Czok, Zur Volksbewegung in den deutschen Städten des 14. Jahrhunderts. Bürgerkämpfe und antikuriale Opposition. Städtische Volksbewegungen im 14. Jahrhundert. Berlin. 1960. S. 157 ff 参照。また，我国では，例えば，服部良久「中世末期のリューベックにおける市民闘争」『史林』59巻3号，1973年，106-145頁。では，1408年に勃発したリューベックの市民抗争を「市民闘争」と捉えている。

（5） 欧米においても，この抗争を主題とした研究は Rh. A. Rotz, Urban uprisings in fourteenth-century Germany: a comparative study of Brunswick (1374-1380) and Hamburg (1376). Phil. Diss. Princeton Univ. 1970. pp. 247 ff. くらいであろう。

（6） 近年，これら都市の市民抗争についての比較研究が試みられている。

上記 Rotz, Urban uprisings. のほか，Rh. A. Rotz, Investigating urban uprisings with examples from Hanseatic towns, 1374-1416. Order and innovation in the middle ages. ed. by W. C. Jordan, B. McNab, T. F. Ruiz. New Jersey. 1976. pp. 215-233. R. Barth, Argumentation und Selbstverständnis der Bürgeropposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters. Lübeck 1403-1408. -Braunschweig 1374-1376. Mainz 1444-1446. -Köln 1396-1400. Köln. 1976.

ことを考えるならば，ハンザ史，地域史研究においても都市内に生じた異変の一つとしてハンブルクで起こったこの市民抗争を看過すべきではなかろう。そこで，この事件をハンザ史，地域史に意義づける第一歩として，本稿では，当時のハンブルクの状況の概略を述べ，市民抗争で対立した両陣営に属した者達の特色を明らかにし，抗争の原因を追求して，まず，都市史上におけるこの抗争の意義について考察を試みる。

(1) 14世紀後半までのハンブルクと市民抗争の経過

ハンブルクは，エルベ河口の港として，ドイツ奥地からの木材，タールのような森林資源や内陸都市からの金属加工品のような工業製品をスカンディナビアや西方へ送り出す拠点であり，また，市ではスコーネン Schonen，ノールウェーからの魚類，フランドルからの高級布地や奢侈品の取引も多く行われた。同時に，市はハンザ商業の根幹を成すロンドン・フランドル－ノヴゴロド Nowgorod という東西貿易の中継地としてリューベックの成長と並行して発展した。(7) すなわち，東西通商路の中央部にあるユトランド半島を東西に移動する商品の多くが，北海側の付け根に位置するハンブルクとバルト海側の港リューベックとの間を，当初は陸送され，後には河川輸送されたため，海上用船舶との積み替え港として両市は共に成長したのであった。そうした地理的条件を一因として，少なくとも14世紀中頃まではハンブルク商人のバルト海地域での商業活動はほとんど行われていない。(8) 14世紀末の商人ゲルダーセン Vicko v. Geldersen の帳簿にもその地域はほとんど登場せず，ハンブルク商人の商業活動の場は，エルベ河上流地域および北海沿岸の低地地方とイングランドであった。(9) したがって，ハンブルクの都市経済は，それらの地方の政治経済事情に大きな影響を受けざるをえなかった。遠隔地貿易の中継地として，せいぜい商品輸送上必要なものや船舶用具等――例えば，桶やロープ等――や，地域的な消費品を生産するにすぎないハンザ都市が多い中で，ハンブルクは重要な生産品としてビールの醸造が盛んで――1376年には職業が明らかになる者の4割近く，457名が醸造業に従事していた（表3参照）――，対外交易地に遠隔地からの商品を仲介するだけでなく，多量のビールも輸出していたことを特色とする。(10)

ハンブルクにおける定住の開始期は7世紀前半といわれているが，都市の起源としては，1188年にシャウエンブルク Schauenburg 家のアドルフ Adolf 3世がエルベ河に面した隣接地に新しい町を建設し，13世紀初頭に新旧定住地が一都市となったことに始まる。その後1292年には，シャウエンブルク家は，都市行政への介入を放棄し，関税徴収権も1302年には都市に譲渡したため，市は領邦都市でありながら，独立した様相を呈したのである。(11) 市は以後も順調な成長を遂げたが，市は市の自立の確保や周辺の商業路の安全通行の維持等のため，60年代に二度にわたってハンザの一員としてデンマークと戦った

注（7） ハンブルクの都市規模は，14世紀中頃から16世紀の時点で14,000～22,000名程度と推測される。H. Reincke, Bevölkerungsprobleme der Hansestädte. Hansische Geschichtsblätter. Jg. 70. 1951. S. 2. 6.

（8） A. v. Brandt, Hamburger Kaufleute im Ostseehandel des 14. Jahrhunderts (bis 1363) nach dem Lübecker Niederstadtbuch. Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte.（以下 ZVhG と略す）49/50. 1964. S. 1-28.

（9） Das Handlungsbuch Vickos von Geldersen. Bearb. v. H. Nirrnheim. Hamburg. 1895. S. XLIXff.

（10） Rotz, Urban uprisings in fourteenth-century Germany. p. 202.
ラインケは，主要なハンザ都市の多くを遠隔地貿易都市 Fernhandelsstadt と規定したが，ハンブルクをそれと貿易生産都市 Exportgewerbestadt との中間形態と規定した。Reincke, ibid., S. 26.

（11） Kämmereirechnungen der Stadt Hamburg. 1350-1400. v. K. Koppmann. Hamburg. 1869. S. XIXf.

のをはじめ周辺地域の封建権力者と争わねばならなかった。すなわち，領土拡張政策を押し進めるデンマーク王ヴァルデマール4世が，ハンザの東西貿易路の拠点ゴートラント Gotland 島ヴィスビー Wisby を占領するにおよび——それはハンザの幹線通商路が危険にさらされることであった[12]——，1361年にハンザはデンマークに対する商業封鎖に続き，宣戦布告をしたのであった[13]。その軍事費捻出のため，商品1ポンドにつき4ペニヒ Pfennig のポンド税 Pfundzoll が創設され，ハンブルクの商人，船主等にも支払いが求められた[14]。しかも，かかる経済負担を強いられたにもかかわらず，ハンザは敗北し，デンマークにおける特権の放棄という屈辱的な条約を結ばざるをえなかった[15]。また，1363-4年，さらに67-8年にはシャウエンブルク家のホルシュタイン Holstein 伯が市に対しなお留保していた権利をめぐり，より強固な自立を求める市と伯との反目は戦闘に発展し[16]，同時にこの頃から市の近隣に居住する貴族によるハンブルク商人に対する略奪等の商業妨害も激化し，陸上，海上の商業路を脅かす盗賊も激増するなど[17]，市の周辺地域の治安は悪化し，それらは市の経済状況に少なからぬ影響を与えた[18]。

ハンザは，条約締結後も領土拡張と北欧における政治力の拡大をはかるヴァルデマールに恐れを抱く周辺諸国とともに，1368年に再度デンマークと戦い，勝利をおさめ，1370年にシュトラールズント条約を締結して，スコーネンの特権やズント Sund 海峡の自由航行等の最大限の対外特権を獲得した[19]。だが，徐々に外国商人のハンザ圏への進出によってハンザ商人の商業独占に動揺が生じてきたこと，商業路の治安悪化やハンザの対外交易地の政治的混乱などを原因として，ハンザ商業は，停滞傾向を示したのであった[20]。ハンブルク周辺でも，1371年と1373年にはブレーメン Bremen 大司教配下の者による通商妨害が起こり，通商妨害は82年にローマ法王庁によるハンブルク側勝訴の裁定まで続いた。1374年に市と周辺貴族との和解は成ったものの，市周辺部の治安の回復には至らなかった[21]。このような市を取り巻く環境の中で，市の関税

注 (12) W. Stieda, Das Schonenfahrergelag in Rostock. Hansische Geschichtsblätter. Jg. 19. 1890/91. S. 123.

(13) P. Dollinger, The German Hansa. Translated by D. S. Ault and S. H. Steinberg. London. 1970. pp. 68 f.

(14) Dollinger, ibid., p. 128. p. 211.

(15) Hanserecesse. Die Recesse und andere Akten der Hansetage von 1256-1430. Hrsg. durch die Historische Kommision bei der Königl. Akademie der Wissenschaften. Bd. I. 1. Leipzig. 1870. Nr. 370.

(16) Rotz, ibid., p. 213.

(17) Tratziger's Chronica der Stadt Hamburg. Hrsg. v. J. M. Lappenberg. Hamburg. 1865. S. 77-84. 市は，1355-65年の間，激増する商業路上の強盗行為に対し，盗賊の逮捕を容易にする特権を度々教皇，皇帝に嘆願している。

Th. Schrader, Johann von Göttingen. ZVhG. Bd. 11. 1903. S. 411ff. Rotz, ibid., p. 212.

(18) H. P. Baum, Hochkonjunktur und Wirtschaftskrise im spätmittelalterlichen Hamburg. Hamburger Rentengeschäfte 1371-1410. Hamburg. 1976. S. 130.

(19) Dollinger, ibid., pp. 67-70. F. Rörig, Außenpolitische und innerpolitische Wandlungen in der Hanse nach dem Stralsunder Frieden (1370). Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. Breslau. 1928. S. 139ff.

(20) K. Fritze, Tendenzen der Stagnation in der Entwicklung der Hanse nach 1370. Wissenschaftliche Zeitschrift der Ernst Moritz Arndt-Universität Greifswald. Gesellschafts-und Sprachwissenschaftliche Reihe. 5/6. Bd. XII. 1963. S. 519 ff.

(21) Baum, ibid., S. 130. Th. Schrader, Prozeß Hamburgs gegen Erzbischof Albert von Bremen wegen Strandraubs 1371-87. ZVhG. Bd. 12. 1904. S. 147 ff.

表 1　ハンブルクのレンテ総額*とその売買回数の推移

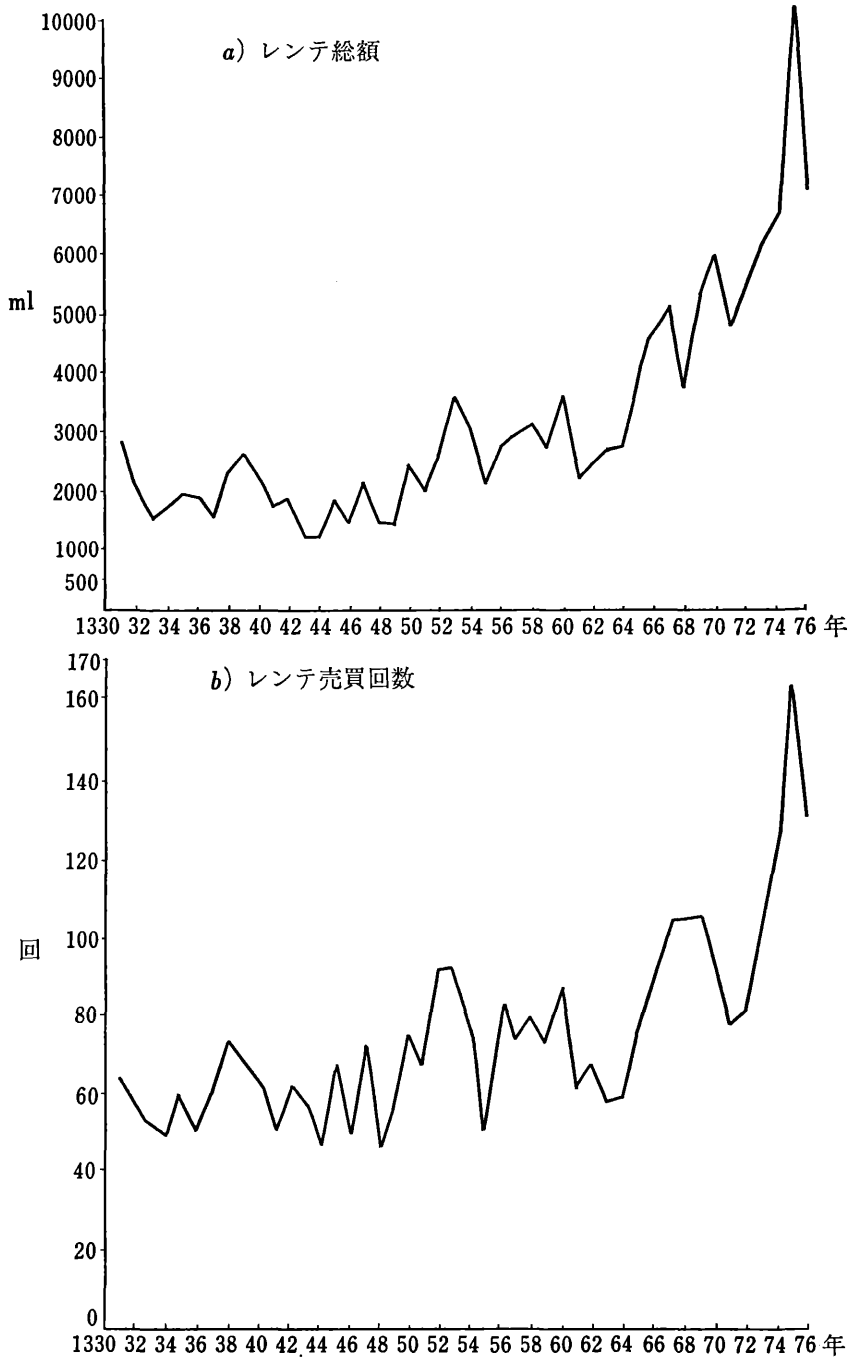

H. J. Wenner, Handelskonjunkturen und Rentenmarkt am Beispiel der Stadt Hamburg um die Mitte des 14. Jahrhunderts. Hamburg. 1972. S. 110 ff. H. P. Baum, Hochkonjunktur und Wirtschftskrise im spätmittelalterlichen Hamburg. Hamburger Rentengeschäfte 1371-1410. Hamburg. 1976. S. 212ff. より作成。ml はリューベックマルク。* 新質，古質，家レンテの合計額。市民以外の売買は含まない。

帳簿によれば，1369年以降，市に出入港する船舶数は減少し，主要貿易路の一つであるリューベック経由の商業総額も停滞もしくは低下しつつあったと考えられるのである。[22] ところが，そうした状況にもかかわらず，ハンブルク船の出入船隻数は増加している。また，経済的繁栄を背景として生まれる余剰資本や遊休資本等の投資対象であり，それ故に好況期には売買数，総額が上昇すると考えられるレンテ Rente も，[23] 市では，60年代前半から70年代中葉にかけて上下しながらも売買数，総額ともに上昇——レンテ市場の拡大——しつつあるなど（表1参照），市の経済はなお活性状態を維持していたと思われるのである。このように市経済がなお「良好」な状況にある中で，市民間の対立抗争が1376年に勃発したのであった。[24] その抗争に至る過程と抗争の経過は次のようであった。

すでに抗争の3～4年前から，市創建以来市政外にとどめられ，商人層に支配されてきた手工業者等すなわち肉屋4，鞣皮屋3，商人2，市の下級役人2，灯台守，小間物屋，弓工各1，職業不明者4の計18名が聖ペテロ教会において会合を開いていた。この集会には抗争において反ラート市民側の中心となった職種＝肉屋，鞣皮屋が計7名参加していたこと，手工業者等に対する増税や営業活動への制約強化はラートによって何年にもわたり徐々に行われ，彼らの不満もこのころには生じ始めていたと思われることなどから，この集会活動の延長線上に抗争の勃発を位置づける見解もあるが，[25] かかる集会と抗争との直接的なつながりは明らかにならない。だが，手工業に関する要求に具体性が欠けるなど，抗争は周到な計画に基づいた反ラート運動とは考えられず，少なくとも具体的に反ラート運動が計画されたのは，それが表面化する直前の1376年2月頃であろう。[26] ラートは3月1日には手工業者の動向について情報を得ていたが，[27] その情報通り3月6日には，手工業者達は，税の半減，ツンフトの営業規制の緩和とラートへの参政権を請願し，ラートに返答を迫ったので

注 (22) Das hamburgische Pfundzollbuch von 1369. Bearb. v. H. Nirrnheim. Hamburg. 1910. S. XXXVIIf. LVIff.

R. Sprandel, Das Hamburger Pfundzollbuch von 1418. Köln. 1972. S. 54-62.

(23) 中世都市経済の発展過程で，土地や家屋を担保とした貸借関係における質の目的が，不動産の占有から地代収入に変化し，次第に土地から切り離された権利の売買へと移行した。すなわち，資本の需要者は，自己の不動産上に物上負担 Reallast としてのレンテを設定し，これを資本の供給者に販売し，これによって供給者の資本はレンテ収益を生み，需要者は必要とする資本を得ることができた。資本の供給者が資本の回収を希望する時には，レンテは第三者に売却された。形は消費貸借ではなく，売買であるため，教会の利息付消費貸借禁止令の対象とならないことから商人等の投資対象となり，当時数少ない財産および資本の蓄蔵手段としても用いられた。

Baum, ibid., S. 27 ff. H. Mitteis, Deutche Rechtsgeschichte. ein Studienbuch, zweite, erweiterte Auflage. München. 1952. S. 107. Anm. 6.

世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』昭和29年，創文社，233-235頁。

(24) H. J. Wenner, Handelskonjunkturen und Rentenmarkt am Beispiel der Stadt Hamburg um die Mitte des 14. Jahrhunderts. Hamburg. 1972. S. 104-6. Vgl. Baum, ibid., S. 136. 市の経済動向がなお「良好」であったことは，その経済力を裏付けとしてハンザ各都市が戦時に分担拠出した兵力数の推移からも推測できる。すなわち，対デンマーク戦争以後，リューベックやシュトラールズントが15世紀初頭までの二度の出兵機会に兵員数を増加できなかったのに対し，市はいずれも増加させているのである。Reincke, ibid., S. 5. ハンザ商業ならびに他のいくつかのハンザ都市の経済が停滞傾向を示す中で，市が，経済的「好況」を維持しえたのは，増産を続け，エルベ河奥地をはじめ市場を拡大しつつあったビール醸造，輸出という市独自の事情もあろう。だが，それは，手工業者をはじめ一般市民への課税強化をも一因として実現されたものでもあった（第3節参照）。

(25) Rotz, ibid., pp. 209 f. 244 ff.

(26) Rotz, ibid., p. 216.

(27) Tratziger. S. 95 f. Rotz, ibid., pp. 217 f. 242-4.

あった。ラート側は8日までその回答を保留する一方，7日にすべての商人，小間物屋，桶屋，蠟燭屋，魚屋（鰊洗い）を招集した。8日になってツンフト側は再びラートに対し税の半減を求めたが，ツンフト規制が各職種により異なるためツンフト全体の統一的な規約改正要求はまとまらず，各ツンフトがラートに対し規約内の改正・削除要求項目を2週間以内に具体的に文書により提示することとなった。しかし，文書の提出までの間に，ラートはラートならびに市政に不満をもっていた商人達との和解に成功し，他方，手工業者側は，各業種の置かれた状況の違いからその団結も弱体化せざるをえなかった。もともと彼らの要求のうち，税の半減を求める以外，具体的かつ統一性のあるものはなかったのである。結局，手工業者の中からも反ラート運動からの脱落者を生むことになった。かかる団結の弱体性を露見した反ラート側市民に対し，ラート側はその要求書こそ受け取ったものの，その要求を一蹴したのであった。[28] そして，4月5日にはラートは，手工業者親方達を集め，ラートへの忠誠の宣誓を強制したのであった。[29]

(2) ラート成員と反ラート側市民の検討

本節ではラート・支配者層の市民抗争前の状況ならびに特色を述べ，ラート側，反ラート側に分かれたツンフト両陣営の事情を検討し，併せて，市経済に重要な役割を果たしながら，市民抗争において立場が明らかでない醸造業者の事情について触れてみたい。

ハンブルクでは，市創設以来，手工業者はラート参政権を認められず，ラートは，ラート資格をもつ商人等から三年毎に選出され，[30] そのうち二年間が実務期間であった。本来は6名の市長と24名のラート成員が選出され，実務には4名の市長と16名のラート成員がその任にあたるのであるが，[31] 実際には，それ以下の人数で職務をこなしていたと思われる。ラート成員の最小選出数は，知りうる限りでは，18名であり，もし規定通りであれば，12名のラート成員だけが実務についていたことになる。[32] この数は，当時の同規模の都市，例えばブラウンシュヴァイクと比べかなり少なく，しかも，それまで親族からラート成員が誕生したことのない家系からの新人を含む率が高かった。新人を多く含んだ理由の一つは，およそ8～10年毎に市をおそったペストのためであるという。例えば，市は1350年のペストでは人口の1/2～1/3を失ったと言われており，ラート成員も21名中13名が死亡し，その補充にはどうしても新人の加入が必要であったのであった。[33] 1350～76年の26年間に42家族から53名のラート成員が誕生し，そのうち25名が新人で（47%），残りの28名が19のラート家系より選出されていた。また，各ラート成員の在任年数は，1320～50年では平均16年強であったが，50～75年では19年弱と，ラート成員の在任期間は長期化傾向にあった。1376年時点について見ると，ラート成員数は表2のように18名で，そのうち10名については69/70年に商取引記録が残されており，ロッツによればベルゲ v. d. Bergeを除き，残り全員が現役の商人，呉服仕立商であったという。[34] このラートの場合も，10

注 (28) Rotz, ibid., pp. 217-220.
(29) Tratziger. S. 100. Rotz, ibid., p. 247.
(30) J. Welter, Studien zur Geschichte des hamburgischen Zunftwesens im Mittelalter. Phil. Diss. Berlin Univ. 1895. S. 12-19.
(31) Kämmereirechnungen. S. XXI.
(32) J. M. Lappenberg, Von der Ratswahl und Ratsverfassung zu Hamburg vor dem Wahlrecesse v. J. 1663. ZVhG. Bd. 3. 1851. S. 314.
(33) Reincke, ibid., S. 9-11.
(34) Rotz, ibid., pp. 207 f, 223-7, 252.

表 2　1376年時のラート成員

	ラート成員名	在任期間	B市長 K財務長	ハンザ会議 市代表回数	69／70年の 商業取引高	1320-75年に他 にラート成員	備　　考 (　)内は主要取引商品
1.	v. d Berge, H.	51-80	B			○	現役の商人ではない
2.	Bischoping, H.	50-88	K	2	133 ml*		(ライ麦，布地)
3.	Enbeke, H.	68-89	K				フランドルに借財
4.	v. Geldersen, V.	67-92	K	2	175 ml	○	(布地，穀物)
5.	v. Hachede, H.	60-83		5	1,047 ml		呉服仕立商，(穀物)
6.	Hanstede, L.	74-00					
7.	v. Heldenstede, L.	69-89	B	19	30 ml	○	(鰊)
8.	Herberch, B.	58-97	B	16		○	
9.	Ibing, H.	70-90	B	4		○	
10.	v. Kyl, R.	72-89				○	
11.	Krewal, N.	60-77			24 ml		(豚)
12.	Lepew, B.	60-78					
13.	Ridder, K.	74-20		14		○	
14.	Rode, N.	68-87		2	140 ml		(金属製品)
15.	Vermersehen	60-81	K		130 ml		(金属製品，魚類)
16.	Vos, K.	67-99		1	86 ml		(穀物，鉄)
17.	v. Wighersen, W.	60-78	B	1	126 ml	○	(鉄，アーモンド)
18.	Weldemers, W.	70-08			94 ml		(ビール)

Rh. A. Rotz, Urban uprisings in fourteenth-century Germany: a comparative study of Brunswick (1374-1380) and Hamburg (1376). Phil. Diss. Princeton Univ. 1970. pp. 224-7. Hanserezesse. Die Rezesse und andere Akten der Hansetage von 1256-1430. Hrsg. durch die Historische Kommision bei der Königl. Akademie der Wissenschaften. Bd. I. 1. Leipzig. 1870. S. 251. Das Handlungsbuch Vickos von Geldersen. Bearb. v. H. Nirrnheim. Hamburg. 1895. S. 3. 96. 101. Das hamburgische Pfundzollbuch von 1369. Bearb. v. H. Nirrnheim. Hamburg. 1910. Nr. 60. 98. 229. 241. 244. 262. 282. 379. 462. Beilage II. Nr. 57. 120. 122. 230. 235. 273. 279. * ml はリューベックマルク。

名は過去55年間ラート成員を輩出していない「新人」によって占められていたが，一方では，76年時点で，25年以上のラート在任者が2名，15年以上の者が6名含まれ，76年以降も含めた彼らの在任年数は最高47年で，平均27年近くにも達していた。[35] ペストの影響等により，ラート成員に新人が多く含まれたのは事実であろうが，ラート成員が長期固定化傾向にあったことも事実であろう。[36]

1376年の市民抗争において，最終的にラート側を支援した手工業者は，ツンフト中，最大の陣容を誇る桶屋他4ツンフト，144名の成員であった。4ツンフトの経済力は，桶屋が市内で最大人数のツンフトであるとはいえ，ツンフト中で傑出しているわけではなく，また，例えば，桶屋の場合，ブレーマー Johan Bremer は440 ml. マルクの土地を所有していたが，グローテ Marquard Grote はわずか5マルクの土地を所有していたにすぎないなど，[37] ツンフト成員間の経済力の差も大きかった。したがって，4ツンフト成員全体がラート成員と類似した経済力をもつこと，すなわち同様の社会経済層であるという理由でラートを支持したわけではなかった。[38] しかも，ラートによる規制も，桶屋はツンフト

注 (35) Rotz, ibid., pp. 226 f. 表2参照。
(36) ペストはその後も，1358, 67, 75/76, 87/88, 96, 1405年とほぼ10年毎にハンブルクを襲った。Reincke, ibid., S. 11.
(37) Rotz, ibid., p. 233.
(38) Rotz, ibid., p. 238.

表 3　1376年のハンブルクの職業分布と両陣営の分布

	職業		人数	ラート側	反ラート側	ツンフト構成
①	フランドル商人	mercatores de Flandern	84	○		
②	イングランド商人	mercatores de Anglia	35	○		
③	呉服仕立商人	pannicidae	19	○		
④	リューベックファーラー	de lubeker vaar	40	○		
5	アムステルダム向醸造業者	braxatores de Aemestelredamme	126	△		
6	フリースラント向醸造業者	braxateres de Stauia	55	△		
7	市場別近隣向醸造業者	in der rodingesmarke	46			*
8	同	in nova platea pistrum	33			*
9	同	in parochia St. Jacobi	197			*
10	鞣皮屋	cerdones	52		○	○
11	肉屋	carnifices	57		○	○
12	靴屋	sutores	47		○	○
13	仕立屋	sartores	28		○	○
14	塗装工	pictores	9		○	○
15	麻織工	linifices	9		○ **	○ **
16	毛織工	wullenwevere	6		○	○
17	パン屋	pistores	36		○	○
18	桶屋	doliatores	104	○		○
19	鍛冶屋	fabri	36		○	○
20	漁師	piscatores	31		○	○
21	旋盤工	tornatores	16		○	○
22	錫鋳工	kannengheyter	12		○	○
23	毛皮屋	pellifices	8		○	○
24	製綱工	funifices	6		○	○
25	魚屋	harringwascher	10	○		○
26	蠟燭屋	kertzengether	9	○		○
27	小間物屋	institores	21	○		○
28	大工	carpentarii	30			
29	金鍛冶	aurifabri	9		○	○
30	床屋，外科医	stubarii	4		○	○
	団体数合計			8〔+2〕	16−1?	20−1?
	人数合計		1,175	322〔503〕	366	510

番号の○印は遠隔地貿易に従事する者の団体。
*の3団体はツンフトを構成せず，兄弟団で組織。**は両者で1ツンフトを構成か。△は可能性が高いことを示し，〔 〕内はそれを加えた数。

J. C. M. Laurent, Ueber das älteste Bürgerbuch. Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte. Bd. 1. 1841. S. 147. H. Reincke, Bevölkerungsprobleme der Hansestädte. Hansische Geschichtsblätter. Jg. 70. 1951. S. 20 ff. Rh. A. Rotz, Urban uprisings in fourteenth-century Germany: a comparative study of Brunswick (1374-1380) and Hamburg (1376). 1970. Phil. Diss. Princeton Univ. pp. 228 f, 236 f. Vgl. Die ältesten hamburgischen Zunftrollen und Brüderschaftsstatuten. Gesammelt und mit Glossar versehen von O. Rüdiger. Hrsg. v. Bürgermeister Kellingshusen's Stiftung. Hamburg. 1874 (1976). S. XX.

親方の最大定員が定められ，ツンフト別の市民集会 Morgensprachen od. Bürgersprachen にはラート成員の出席を必要としたが，[39] 他の3職種では不必要であるなど様々であった。[40] むしろ，桶屋は商品輸送に不可欠な樽，桶を製造しており，ラートを構成していた商人とも密接な取引関係にあり，魚屋，蠟燭屋，小間物屋はいずれも商業従事者であったというように職業上の結び付きによるところが大きかったのではないかと推測される。[41] そして，それはなによりも，ハンザ商業が全般的に停滞傾向に陥りつつある中で，市の商業がなお活発に機能し，それに付随して彼らの業務もまた活発に行われていたことによると考えられるのである。

明らかな反ラート側ツンフトは15もしくは16，その成員は合計366名にも達したが(表3参照)，反ラート側各ツンフト間，その成員間も経済力は様々であった。例えば，金鍛冶のムンステル Johan Munster は1,260マルクの財産を所有していたが，鞣皮屋の中にはわずか5マルクの資産しか持たぬ者もいた。同職者中においても，パン屋の場合，500マルクから27.5マルクまでの者が，肉屋の場合にも，500マルクから10マルクまでの者が含まれていたし，ムンステルや製綱工のハイデ Johan v.d. Heide は商業にも従事していたし，漁師のヴェデレ Clewes v. Wedele は船を所有していた。[42] すなわち，反ラート側ツンフトも同一あるいは近似の経済力の者により構成されていたわけではなく，しかも，次節でも述べるように，その置かれた状況も様々な雑多な集団であった。この集団の中心，換言すれば反ラート運動の主導者も，少なくとも個人として見るならば，反ラート側に立つ特別なあるいは必然的な事情のある者達というわけではなく，例えば，主導者の一人で1376年当時肉屋ツンフトの長老であったビッケルシュタート Titke Bickelstat は[43]——彼の一族，家系は代々肉屋であった[44]——，市内に2軒の家を所有し，市外にも財産を所有しており，手工業者としては比較的富裕であったが，ごく普通の中層市民であった。[45]

ところで，前節で述べたように，3月1日の時点で，反ラート運動の動向をラートが知るところとなったが，それは4名の密告者によったのである。そのうちの2人は前述の製綱工ハイデと桶屋のブレーマーであった。ラートは，ただ，彼らから情報を入手しただけでなく，彼らが密告した相手であるラート成員クローヴェル Hinricus Crowel と一取引記録の中に並んで登場するなど[46]仕事上の関係があるブレーマーを利用して，桶屋をラート側支持に導くことをも企てたのである。それは，この反ラート運動の鎮静に成功した後に彼がその論功行賞で桶屋の長老になったことからわかるのである。[47] ラートへの他の2名の情報提供者のうち，小規模の商業に従事していたと思われるクリンクスポーレ Heyno Clincspore も，ラート所有のリューネブルクからの塩運搬船を借用し，[48] 後のラート成員

注 (39) Die ältesten hamburgischen Zunftrollen und Brüderschaftsstatuten. Gesammelt und mit Glossar versehen von O. Rüdiger. Hrsg. v. Bürgermeister Kellingshusen's Stiftung. Hamburg. 1874 (1976). (以下 Zunftrollen) S. 30.

(40) Rotz, ibid., pp. 233-5. 蠟燭屋と魚屋が市民集会でラート成員の出席を必要としなかったのは，ただ小集団であったためであるとロッツは推測している。

(41) Rotz, ibid., pp. 233-5. 例えば，魚屋が小売したスコーネンの鰊の価格は商人によって決められていた。

(42) Rotz, ibid., p. 238.

(43) Rotz, ibid., p. 237.

(44) Kämmereirechnungen. S. 39.

(45) Tratziger. S. 97.

(46) Das Handlungsbuch Vickos v. Geldersen. S. 51. Nr. 303.

(47) Rotz, ibid., pp. 245 f.

フォルラーデ Hinrich Vorrade（1376～1405年ラート在任）と68年の同一取引記録に名前を連ねており，ラートと密接な関係にあった。[49] サッセン Tideke Sassen についてはほとんど明らかにならないが，彼を含め，これら4名の共通点は，ラート成員の部下として徴税等を行っていたことにあるのではないかと推測されている。[50] ラートは，組織や成員と仕事上の関係のある彼らを利用して，情報を手に入れ，さらに，反ラート運動に先だって集会をもっていた集団の分裂をも企て，結局，ラート・大商人層と職業上結び付きの強い職種の者達を反ラート運動から引き離すことに成功したのであった。[51]

反ラート運動の展開の中でその行動が明確にならないのは，醸造業者である。組織はツンフトではなく，対交易地別に兄弟団 Brüderschaft の形態をとり，手工業者と一線を画してはいる。遠隔地向けの場合，大規模生産者が多く，彼らが生産者というよりもむしろ遠隔地商人の要素を強くもち，おそらくは，ラート側に協力したであろうことは推測できるのであるが，近隣地向けの場合については，こうした状況下での対応は全く明らかにならない。[52] それは，一つには，全体的に見て醸造業者は生産，販売規模に差が大きく，商人，生産者の両方の性格をもつため，対交易地別集団内部においても，ラートへの評価が異なり，統一的な行動が難しかったのである。彼ら全体としては市経済に重要な役割を果たしながら，ラート参政権が不十分であるという不満もあったであろうが，一方では，1372年にはそれまで自家消費用もしくは輸出用として自由に生産の行われてきたビール醸造に対し，ビール醸造人は20袋以上の麦芽を粉挽きのところへ運んではならないという規定[53]の公布により生産量の過剰傾向を抑制し，74年には品質の改良に取り組んで，輸出生産でブレーメンを凌駕するなどのラート[54]の政策は評価できたであろう。こうした事情が彼らがその立場を明確にしなかった，あるいはできなかった理由ではないかと考えられるのである。

結局，ラートは，一部家系者の在任期間が長期化傾向にはあったが，なお新人を加えており，特定家系者の独占＝市政の寡頭支配体制には至ってはおらず，また，成員の大半が現役の商人で占められていたことから見て，彼らが商業利益を軽視した政策をとることも無かったであろう――少なくとも，かかる点に関しては，一般商人層のラートへの不満は許容限度内であったであろう――。他方，両陣営のツンフト，その成員は，経済力もその置かれた状況も雑多で，ツンフト全体の結束は弱体であった。両陣営のツンフトの相違点としては，最終的にラートを支援したツンフトがラート・大商人層と職業上の結び付きが強かったこと，換言すれば，職業上大商人層に依存する部分が大きかったことがあげられる程度で，特に大きな相違はなく，彼らがどちらの陣営に加わるかはきわめて流動的であった。

注 (48) Kämmereirechnungen. S. 225, 242.

(49) Das Handlungsbuch Vickos v. Geldersen. S. 6. Nr. 52.

(50) Rotz, ibid., pp. 243 f.

(51) 1372～73年の集会については前節参照。

(52) Rotz, ibid., pp. 228 f. Reincke, ibid., S. 20.

(53) Hamburgische Burspraken 1346 bis 1594 mit Nachträge bis 1699. Bearb. v. J. Bolland. Hamburg. 1960. Teil. 2. Nr. 2. 22; 3. 10; 5. 19; 5. 23.
この規制を出発点とした以後の一連のビール醸造規制の強化により，後にはビールの醸造，輸出は，一部富裕市民の「特権」的性格をもつに至るのである。

(54) Geschichtsquellen des Erzstiftes und der Stadt Bremen. Bremen. 1841. Hrsg. v. J. M. Lappenberg. S. 118. Rotz, ibid., p. 216.

(3) 抗争の原因

手工業者側の最大の不満は税額の高さであったといわれ，税額の半減を求める訴えがあったことも事実である。[55] それは市財政の悪化によると考えられるが，財政悪化は，主に歳入不足を補うため発行された市の市債 Stadtrente の発行残高からも理解できる。残高は1371年には9,400マルク余にも達し，その年「利息」も626マルクにもおよんでいたのである。かかる「利息」の支払いも財政悪化の一因であるが，主原因の一つについてコップマン K. Koppmann は，ホルシュタイン伯から都市がより多くの自由を獲得するため，すなわち，より強固な自立を果たすためであったと述べている。[56] 他のハンザ都市では，周辺の封建権力者の求めに応じて周辺部の多くの土地を担保として，または購入して資金援助をした結果，財政悪化に至る場合が多かったが，[57] ハンブルクの場合，ハンザの東西貿易路にあたる市の北東域は，すでにリューベック市やその市民が活発に土地を取得していたし，[58] しかもおそらくは，伯が土地を担保とした市や市民からの財政援助を望まなかったため，ハンブルク市は市の周辺部およびエルベ河の自由航行上支障となりうる土地を取得したにすぎなかった[59]——商人による市外の土地所有も少なく，商業からの余剰金や遊休資本は次第に市内のレンテに投資されるようになったと考えられる[60]——。したがって，市の財政悪化の主原因は，ヴァルデマール戦争におけるハンザへの分担支出900マルクをはじめとする戦争支出の増大，[61] 周辺封建権力者から市の自立を防衛，強化するための支出の増大，市の周辺地域の治安の悪化による，外部からの，特にリューベック経由の商品の流入減少による収入低下，使節の派遣費用の増額等に求められよう。[62]

市の経済が活性状態を失っていなかったのに加え，一般税 Schoß 率が1374年頃まで連続して上昇し，かかる高税率下の1376年時点で，市民約1,350名は，総額3,121マルクの税負担を強いられた。[63] 市のこの歳入額は，1360年の倍であった。[64] その結果，市は72年以降76年までに1,685マルクの市債を追加発行し，240マルクで市外の土地を取得したものの，933マルクの「利息」を支払い，3,738マルクもの市債を買い戻して，市債の発行残高を5,651マルクにまで減少させることができた。[65] このように一般市民への高課税によって市財政の健全化が進められたが，こうした短期間の負担増にくわえて，納められた税金の一部が市債を購入した有力市民への「利息」支払いに充てられたことに対する市民の反発，しかも，税金の多くが商業路の安全確保をはじめとする商業振興に主に使われたこ

注 (55) Rotz, ibid., p. 217.

(56) Baum, ibid., S. 117. Rotz, ibid., pp. 197 f. Kämmereirechnungen. S. LV–LVII.

(57) 例えば，リューベックの場合，1359年には9437.5マルク，70年には16262.5マルクの土地取得を行っており，しかも，取得後のこれらの経常収支は赤字であった。Lübeckisches Urkundenbuch. Hrsg. v. d. Vereine für lübeckische Geschichte u. Altertumskunde. Bd. 3. Nr. 323–5. 707–8.

(58) Kämmereirechnungen. S. XIXff. エルベ河河口に位置するハンブルクは，上流域を市場として確保しており，土地取得により後背地を確保しなければならなかった他都市と条件が異なったことも事実である。

(59) Rotz, ibid., pp. 221, 225–228. H. Reincke, Hamburgs Aufstieg zur Reichsfreiheit. ZVhG. Bd. 47. 1961. S. 20. Vgl. H. Reincke, Hamburgische Territorialpolitik. ZVhG. Bd. 38. 1939. S. 28 ff.

(60) Rotz, ibid., pp. 222 f.

(61) Das hamburgische Pfundzollbuch von 1369. S. XIV.

(62) Tratziger. S. 77–84. Rotz, ibid., pp. 212 f.

(63) Reincke, Bevölkerungsprobleme. S. 27 f.

(64) Rotz, ibid., p. 212.

(65) Baum, ibid., S. 117.

とに対する手工業者の反発が，反ラート運動の誘因であったことは事実であろうが，[66] 原因はただそれだけではないのである。

すでに，14世紀初頭以来，ラートは手工業者の販売所や施設を買い取ったり，19もしくは20の手工業ツンフトのうち12までが，ラートの出席なしには市民集会すら開催できず，残りのツンフトの集会にもラートは出席できる権利をもつなど，徐々にツンフトへの干渉を強めていたのであり，[67] 彼らのラートへの不信感は強くなっていったと思われる。しかも，1375年にラートはツンフト規約の整備およびその成文化により規制をより強固なものにしたのである。この規約作成もしくは改定は，床屋・外科医，パン屋，小間物屋，旋盤工，桶屋，漁師，金鍛冶，鞣皮屋，塗装工，魚屋，錫鋳工・銅鋳工，蠟燭屋，肉屋，麻織工，毛皮屋，製綱工，鍛冶屋，仕立屋，靴屋，製帽工について行われた。[68] それによれば，例えば，桶屋は成員の最大数が規定され，[69] パン屋の親方になるには親方作品の提出，最低20マルクの財産とツンフト加入金，市民権手数料などが必要とされた。[70] また，いくつかの業種では，ラートが新たに親方になる者から徴収した手数料は値上げされ，使用人の賃金や徒弟の修業年数も変更された。[71] こうしたラートの干渉は，業種によって異なり，例えば，金鍛冶は4マルク，魚屋は10マルクの財産とツンフト加入金，市民権手数料があればよかったのである。[72] それは一般的に富裕で，規模の大きな職種に厳しかった。また，食品を扱うツンフトが総体的に厳しいラート規制下に置かれた理由の一つは，ほぼ10年毎に市を襲ったペストから市民を保護するためでもあったであろう。[73] ツンフトの多くに対し原材料等が限定されたのをはじめ品質検査も厳しく，それらは原材料の輸入業務の商人への集中そして独占を，さらにそれは手工業者の商人への従属を強める結果となったと考えられるのである。例えば，鞣皮屋は市内でしか獣皮を購入することができず，外部からの獣皮は商人に依存せざるをえなかった。[74] しかも，ツンフト成員間の「平等」を維持し，火災予防や衛生管理といった市民生活の保護を名目に，[75] 肉屋の生きた家畜の販売が一定期間を除き禁止され，販売場所，価格が定められ，彼らが使用する道具の一部がラートによって所有されていたように，[76] 手工業者は営業活動全般にラートから干渉を受け，しかも，戦時における兵役およびその必要な装備の準備が義務づけられ，その間仕事からも離れなければならなかったのである。[77] 1375年以前のツンフトの状況が慣習的にどのようであったかすべての業種については明らかにならないが，おそらくは，規約の制定に際して，ラートによって各業種で各種手数料が引き上げられ，徒弟等に対してもそれまでよりも厳しい条件が付さ

注 (66) Rotz, ibid., p. 214.

(67) Welter, ibid., S. 35-45. Rotz, ibid., pp. 209 f.

(68) Zunftrollen. S. 5 f. 22-26. 29-32. 48-50. 54-56. 60-64. 87-94. 96-98. 104. 110. 123-125. 130-132. 138-142. 160-162. 179-182. 249-253. 258 f. 275-280.
ただし，製帽工の場合，1375-1400年の間に作成された。

(69) Zunftrollen. S. 29-32.

(70) Zunftrollen. S. 22-6.

(71) 例えば，漁師. Zunftrollen. S. 64. 桶屋にも同様の規定。Zunftrollen. S. 29.

(72) Zunftrollen. S. 97, 104.

(73) Reincke, ibid., S. 10 ff. 注(36)参照。

(74) Zunftrollen. S. 88.

(75) Rotz, ibid., pp. 209 f.

(76) Welter, ibid., S. 49-51. Rotz, ibid., pp. 209-11.

(77) Welter, ibid., S. 72-75.

(78) Rotz, ibid., pp. 210 f.

表 4　家レンテに関するR_qと購入，販売金額の推移

	商業従事者とその親族			手工業従事者とその親族		
	R_q	一取引当たりの金額		R_q	一取引当たりの金額	
		購　入	販　売		購　入	販　売
1331-40年	4.27	36.7	35.9	0.42	28.1	32.8
1341-50年	2.23	65.8	36.7	0.89	26.2	35.0
1351-60年	1.71	76.8	62.0	0.66	28.2	25.8
1361-70年	0.97	111.9	72.5	0.86	47.4	51.8

H. J. Wenner, Handelskonjunkturen und Rentenmarkt am Beispiel der Stadt Hamburg um die Mitte des 14. Jahrhunderts. Hamburg. 1972. S. 69 f.
金額の単位は ml. リューベックマルク

れたと思われる。[78] このようなツンフトの経営活動の細部，深部までのラート権力の干渉は決して突然に行われたわけではなく，長期間にわたり徐々に強化され——その集大成として規約が制定された——，少なくとも結果として，商人，特に大商人を保護し，富ませることになり，手工業者の経済力を低下させることになったと考えられるのである。すなわち，1330年から市民抗争に至る40余年の間の土地や家屋を担保として資金調達をするレンテの動向を見ると，商業従事者が富裕となり，手工業者が経済的に没落していく傾向が明らかなのである。表4の数字は家屋に関するレンテに限定されるが，R_q=Rentenumsatzquotient（レンテ販売額／購入額）が，30年代には商業従事者の場合，高い数値を示し，明らかに資本の需要者であったのが，徐々にそれは低下して，70年代には購入額が販売額を上回り，資本の供給者に転じている。他方，手工業者の場合，この期間を通じて資本の供給者ではあったが，その数値は逆に40年間に倍増し，1370～1410年には，ついに総レンテ売買において完全に資本の需要者となったのである。[79] この時期にはすでに各手工業種の経営規模の拡大が規約によって制限もしくは禁止されていたことを考え併せるならば，彼らが必要とした資本は通常の経営資金の不足を補うものであり，それは彼らの経済力の後退を意味するであろう。そして，抗争前の手工業者のR_q値の動向はその延長線上に彼らの経済的没落を示していると考えられるのである。一売買の金額は，レンテ市場の拡大という事情[80]や貨幣価値の下落，物価の上昇も考慮に入れなければならないが，[81] 手工業者に比べ，特に，購入金額において商業従事者はその額を3倍にも増加させたのも事実である。すなわち，商業従事者に次第に多額のレンテの購入可能な余剰金または遊休資本が生まれ，逆に，手工業者が財産や余剰金をあまり増加させることができなかったことを示しているといえよう。かかる商人の経済力の順調な発展と手工業者の経済力の後退がラートの政策下で生じ，加えて手工業者がそれに抗する市政上の権利をもたなかったことが，この反ラート運動の基礎的原因ではなかったかと考えられるのである。

おわりに

1376年の市民抗争の直接的な主要原因は，高課税とラートによるツンフト規制の強化であっ

注 (79)　Baum, ibid., S. 176.
(80)　Wenner, ibid., S. 115. Baum, ibid., S. 219. 表1参照。
(81)　ハンブルクにおける物価と貨幣価値増減の推移は明らかでないが，ハンザ都市ロストクの場合では，当時の平均家族数5名の食費は1348年から1372年で約1.5倍，貨幣中の銀含有量は約半分に下落している程度であった。U. Hauschild, Studien zu Löhnen und Preisen in Rostock im Spätmittelalter. Köln. 1973, S. 5, 158 f.

たと考えられる。そのうち高課税は，市財政の悪化が原因であったが，さらにその原因は，遠隔地商業の停滞傾向による影響と権力者の貨幣不足による主に土地を担保とした財政援助に苦しんでいた多くの周辺都市と多少異なり，紛争に関する戦費の調達や周辺交易路の治安維持費用の増大が，財政を圧迫したのであった。ツンフト規制は小売を除く商業利益を手工業者に認めず，仕事場や販売場の権利をもラートや富裕な商人達が掌握し，各ツンフトの定員やツンフト加入金を定め，その集会すらラートの干渉を受け，その結果経済力を低下させるなど，手工業者のラート・大商人層への従属を決定的にするものであった。手工業者にとってかかる従属から解放されるためにはラート参政権は必要不可欠のものであった。規約の成文化は1375年のことであったが，おそらくは，その作成過程および課税強化に対応して72～3年に反ラート運動の先駆的な動きもあったのであろう。

反ラート運動が表面化する前に，商業従事者や桶屋等のラートへの密告者がそれを察知できた理由は明らかでないが，中小商人やラート側を支援した手工業ツンフトが，その時点において少なくとも表面上は，態度を決めかねていたことをも含め中立もしくは反ラートの立場をとっていたからではなかろうか。中小の商人にとっても，ラート成員の長期在任傾向と特定家系の独占傾向は，参政権獲得を難しくするものであったし，たとえ商業路の安全確保のためであっても，度重なる戦費の支出等による課税強化には不満もあったであろう。だが，新たな間接税導入といった市民全体の反ラート運動への直接的動機に乏しく，反ラート手工業者ツンフト間にすらラートによる規制の相違から要求に違いがあるなど，反ラート運動は全市民的運動に発展せず，結局，ラートは，商業従事者はもちろん，手工業者の一部をも味方にすることができたのである。したがって，1374年のブラウンシュヴァイクの場合のように，商人，手工業者の連帯の成立した事件とはもちろん，ごく一部の商人を巻き込んだ1380年のリューベックの「肉屋の乱」とも異なり，反ラート運動もきわめて弱体なものとならざるをえなかったと思われるのである。

ハンブルクの1376年の市民抗争は，ラートによる市民に対する構造的支配関係の構築過程ならびに，それによる一部有力市民層の経済力強化と手工業者全般の経済力低下という，本来の中世都市体制＝小経営市民の共同体体制の崩壊過程に生じた事件であったといえよう。だが，かかる政治，経済構造の変質過程にあっても，有力輸出品生産が活発に行われ，市経済が活性状態を失っていないハンブルクでは，中小商人や場合によっては手工業者でさえも，かかる事態に対する切実な危機感を，なお，もたなかったと思われるのである。市民全体がそれに気付き始めるのは，この市民抗争の後に，各市の自市産ビール保護の動きと，有力市場の混乱やビールの絶対的な生産の過剰による大量の余剰品の現出が深刻になり始めてからのことであった。この市民抗争によって何の市政変革も行なわれなかったハンブルクでは，ラートの支配体制は変化なく，事実上強化され，それは，1410年に勃発した市民全体による反ラート運動へと至ったと考えられるのである。(82) だが，その時にはすでに手工業者の力は弱体化しており，主導したのは商人，醸造業者であった。

（日本大学経済学部非常勤講師）

注（82） 拙稿「ハンブルクにおける1410年の市民抗争について」寺尾誠編『温故知新――歴史・思想・社会論集――』慶應通信，平成2年，53-75頁参照。